

「岡谷市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」をここに公布する。

令和4年8月 日

岡谷市長 今 井 竜 五

岡谷市規則第 号

岡谷市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

別紙のとおり。

岡谷市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岡谷市公民館条例の一部を改正する条例(令和4年岡谷市条例第15号)の施行期日は、令和4年8月19日とする。

「岡谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和4年8月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本 博行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

岡谷市公民館条例施行規則（昭和 3 9 年岡谷市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改める。

様式第 1 号中「納付する」を「納付する。」に、「許可する」を「許可する。」に、「燃料」を「冷暖房等実費」に改める。

様式第 2 号中「別表 1」を「別表」に、「燃料実費」を「冷暖房等実費」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 8 月 1 9 日から施行する。

岡谷市公民館条例施行規則新旧対照表

現行				改正案				備考	
様式第1号（第4条関係）				様式第1号（第4条関係）					
岡谷市 公民館使用許可願				岡谷市 公民館使用許可願					
年 月 日		住 所			年 月 日		住 所		
		団 体 名					団 体 名		
岡谷市教育委員会 殿		責 任 者 氏 名	電話番号		岡谷市教育委員会 殿		責 任 者 氏 名	電話番号	
使 用 目 的				使 用 目 的					
使 用 日 時		自 午 時 分		使 用 日 時		自 午 時 分			
		年 月 日	至 午 時 分			年 月 日	至 午 時 分		
使 用 施 設	使 用 室 名			使 用 施 設	使 用 室 名				
	そ の 他 の 施 設 器 材				そ の 他 の 施 設 器 材				
使 用 人 員		会 員 人	湯茶の要否	要 否	使 用 人 員		会 員 人	湯茶の要否	要 否
誓 約 事 項		1 使用料は、使用許可と同時に納付する 2 使用が許可された場合は、岡谷市公民館条例及び条例施行規則を守り、館長の指示にしたがいます。		誓 約 事 項		1 使用料は、使用許可と同時に納付する。 2 使用が許可された場合は、岡谷市公民館条例及び条例施行規則を守り、館長の指示にしたがいます。			

上記については次のように許可する					
1 使用料					
	室 料	燃 料	その他	合 計	
2 許可条件					
年 月 日					
殿					領 収 欄
岡谷市教育委員会 印					

様式第2号（第5条関係）

減 免 申 請 書

年 月 日	住 所		
	団 体 名		
	責 任 者		電 話 番 号

上記については次のように許可する。					
1 使用料					
	室 料	冷暖房等実費	その他	合 計	
2 許可条件					
年 月 日					
殿					領 収 欄
岡谷市教育委員会 印					

様式第2号（第5条関係）

減 免 申 請 書

年 月 日	住 所		
	団 体 名		
	責 任 者		電 話 番 号

月 日 岡谷市公民館使用について
次のように許可する。

1 基本料金	円
2 減免決定額	円
3 差引納付額	円
4 減免しない	円

年 月 日
岡谷市教育委員会 印

月 日 岡谷市公民館使用について
次のように許可する。

1 基本料金	円
2 減免決定額	円
3 差引納付額	円
4 減免しない	円

年 月 日
岡谷市教育委員会 印